

## 第8次鳥取市総合計画「実施計画」

事業名	障がい者自立支援補装具給付事業
-----	-----------------

会計区分	一般会計	実施主体	市
根拠法令等	障がい者自立支援法（旧身体障がい者福祉法、旧児童福祉法）、鳥取市スマホ用装具助成金支給要綱		
ソフト・ハードの区分	ハード <input type="checkbox"/>	ソフト <input checked="" type="checkbox"/>	実施（補助）期間 自 H18 ～ 至 継続

担当部	福祉保健部	担当課	生活福祉課
担当係	自立支援係	内線	4267 課 No. 35020
関係課			

総合計画			
基本計画	章名	第2章 自然と社会が調和した環境づくりと安心でいきいきとした暮らしづくり	
	節名	第2節 安心でいきいきとした暮らしづくり	
	細節名	第5 高齢者・障害者支援施策の充実	
	施策名	⑤障害のある人に対する生活支援サービスの充実	該当ページ
夢があり誇りのもてる20万都市づくりビジョン			
事業区分	新規 <input checked="" type="checkbox"/>	継続 <input type="checkbox"/>	施策No. 22-05-05

【事務事業・第8次総合計画進捗管理】

事業の目的	平成19年度 事業内容	平成20年度 事業内容	平成21年度 事業内容	平成22年度 事業内容	備考	注意事項	
身体障がいを補うため補装具費(購入・修理)の支給を行い、日常生活及び職業生活を容易にする。	・障がいの部位及び程度に応じて、義肢、装具、補聴器、車いす及び意思伝達装置等の補装具費(購入・修理)を支給する。	・障がいの部位及び程度に応じて、義肢、装具、補聴器、車いす及び意思伝達装置等の補装具費(購入・修理)を支給する。	・障がいの部位及び程度に応じて、義肢、装具、補聴器、車いす及び意思伝達装置等の補装具費(購入・修理)を支給する。	・障がいの部位及び程度に応じて、義肢、装具、補聴器、車いす及び意思伝達装置等の補装具費(購入・修理)を支給する。		<p style="text-align: center;">(注1)</p> 事業内容は、①緊急性、②地域の実情、③効果、④熟度、⑤有利財源の確保の観点により、毎年ローリング(見直し)する中で変更していくことがあります。	
事業の概要							
事業の対象者(交付先)							
身体障がい者手帳所持者							
事業費(百万円)	H19決算額	H20決算額	H21決算額	H22予算額	H19～H22合計		
※百万円未満の事業費は、百万円に切り上げています。	35	36	43	43	157		
財源内訳(インプット)	一般財源	9	9	16	16		50
	国庫支出金	17	18	18	18		71
	県支出金	9	9	9	9	36	
	起債( )						
その他( )							

(注2)

事業費(財源内訳)は、社会経済情勢の推移や行財政改革の推進、中長期的な財政事情などにより、毎年ローリングする中で見直しを行い、当該年度の予算編成で精査することとなります。